

実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイドの一部を改正する規程 (案) に対する意見公募の結果について

令和7年5月14日
原子力規制委員会

1. 概要

実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイドの一部を改正する規程(案)について、意見公募を実施しました。

期 間: 令和7年1月23日から同年2月21日まで

対 象:

➤ 実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイドの一部を改正する規程(案)

方 法: 電子政府の総合窓口(e-Gov)及び郵送

2. 意見公募の結果

○提出意見数: 4件¹

○提出意見に対する考え方: 別紙のとおり

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは4件だった。

別紙

実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイドの一部を改正する規程（案）に関する提出意見及び考え方

令和7年5月14日

No.	提出意見	考え方
1	<p>変更後について「(中略)第1章2.の時点における最新の状態を示す資料(少なくとも機器の系統図及び配置図(中略)並びに基本設計方針等)を添付する。」に改めること。</p> <p>設置の許可及び保安規定は、いわゆる完本での添付を求めており、1章2.の時点までに受けた許認可の情報が明確となるが、設計及び工事の計画は、1章2.の時点までに受けた認可における基本設計方針等を求めておらず、現状のプラント状態が明確にはならない。したがって、設置の許可及び保安規定で言うところの完本と同等レベルまでの提出を求めるために基本設計方針等の提出を明確化するべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「構築物、系統及び機器」の情報については、本制度の目的である事業者において原子力安全の継続的な改善を図るという観点に加え、審査及び検査の業務において活用する観点から検討した結果、設置許可申請書の完本並びに系統図及び配置図は必要であると考えますが、御指摘の基本設計方針等の提出を求める必要はないものと考えています。 ➤ なお、設計及び工事の認可に係る最新の情報は、原子力規制庁に提出されている申請書類で確認することが可能です。 ➤ 以上より、原案のとおりとします。
2	<p>〃 箇条3. 安全性の向上のための自主的に講じた措置の調査及び分析”において参照できる規格として“IAEA SSG-25”に加えて“PSR 標準:2023”を明記されたこと(8頁13行目)、原子力学会標準委員会としても評価させていただきます。</p> <p>しかしながら、以下2点の意見を述べさせていただきます。</p> <p>(1)</p> <p>〃 箇条4. 総合的な評定”においても、Global Assessment 実施に関し“IAEA SSG-25”を参照できる規格と記載されている箇所(13頁目7行目)につき、ここに対しても参照できる規格として“PSR 標準:2023”を加えることができると考えます。</p> <p>〃 “PSR 標準:2023”を、“3-2 項. 中長期評価”のみで参照できる規格として扱っているものとも受けとるのですが、箇条4でも“PSR 標準:2023”を参照することの是非につき、規制ガイド改正でのお考えをお聞きできればと思います。</p> <p>(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見を踏まえて、『一般社団法人日本原子力学会 日本原子力学会標準「原子力発電所の安全性向上のための定期的な評価に関する実施基準:2023」(AESJ-SC-S006:2023)』の略語を、当該文書をより明確に指すことができる「原子力発電所の安全性向上のための定期的な評価に関する実施基準:2023」とします。 ➤ また、御指摘のとおり「4. 総合的な評定」においても「原子力発電所の安全性向上のための定期的な評価に関する実施基準:2023」を参照できると考えますので、その旨を明確にします。

No.	提出意見	考え方
	<p>“PSR 標準:2023”という呼称に関してですが、原子力学会標準では安全性向上のための定期的な評価を“プロアクティブセーフティレビュー (PSR+)”として、経過措置で実施している“定期安全レビュー (PSR)”とは区別しています。</p> <p>規制ガイド改正において参照できる規格として学会標準を記載いただくのであれば、“PSR+標準:2023<+は上付き文字で表記>”としていただければと思います。</p>	
3	<p>届出書に追加記載すべき事柄の提案</p> <p>概要 主な安全設備の製造メーカー名称を追加記載すること。</p> <p>理由 製造メーカーの不正が相次ぐ中、万一安全設備の不正が発覚した場合にタイムリーな国の把握、命令に繋げることが可能。これにより官民一体として不正な設備の迅速な対処がなされ安全性向上に繋がる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）において、事業者は製造者等に係る調達プロセスに関する要求事項を定めること、調達プロセスを含む品質マネジメントシステムに係る記録を適切に管理しなければならない旨が定められています。 ➤ 同規則に基づき事業者が管理している記録については、原子力規制検査を通じて確認することができます。 ➤ また、必要に応じて製造者の工場へ直接立入検査ができるなど、既に現行制度において製造者等に関する情報を迅速に入手できることから、当該情報を安全性向上評価制度の届出に記載する必要はないものと考えます。
4	<p>第1章4. 安全性向上評価の継続的な充実（資料2の10ページ目）</p> <p>安全性向上評価制度に係る関係規則・ガイドの改正案の「第1章4. 安全性向上評価の継続的な充実」では、届出書3-2節の中長期的な評価について「初回の届出に係る評価時点を起算日とし（中略）10年ごとの期間を経過する日以後最初の定期事業者検査の終了後1年以内に行う安全性向上評価の際に実施する」となっています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第2章3. 3-2の評価は、10年ごとで実施されることが基本であると考えられたため、初回の届出を起算日としていました。しかしながら、御指摘のとおり異なるタイミングで評価がなされた場合は、直近の届出から10年とすることが適当であると考えられるので、その趣旨が明確になるように、第2章3. 3-1又は3-2の改訂の起算日について以下の旨を反映します。 <ul style="list-style-type: none"> ・第2章3. 3-1又は3-2の改訂を実施した直近の届出に係る評価時点を起算日とする。 ・第2章4. の総合的な評定は個々の安全因子の相関関係を踏まえて実施する必要があることや、SSG-25を踏まえて、第2章3.

No.	提出意見	考え方
	<p>上記は、再稼働後の初回の届出を起点として10年毎に中長期的な評価を実施することを想定しているように読めます。この理解の正誤を確認すると共に、以下の二つの理由から、「中長期的な評価」を実施するタイミングにが〔原文ママ〕10年に1回という頻度の規定を満たすならば、一定の自由度が与えられるよう、お願いしたく存じます。</p> <p>1) 実態として、再稼働済の電力事業者は、評価技術の習熟や、特重施設の設置完了等のタイミングを考慮し、3?4回目〔原文ママ〕の届出の際に最初の中長期的な評価を実施しています。従って、ガイドの記載内容を遵守するなら、再稼働から10年強の期間で、2回の”中長期的な評価”を繰り返す可能性があります。</p> <p>2) 原子力規制委員会は、安全性向上評価制度を「設計の古さ」のうち長期施設管理計画の認可制度では対応できない部分をカバーする仕組みの一つと位置づけておられます。二つの制度を相補的に活用するには、安全性向上評価の中長期的な評価と、長期施設管理計画の認可が、近いタイミングで実施されることが好ましいと考えます。両制度は別物である上、事業者において二つの制度の担当者間に密な連携があるとは限らないことは承知しています。とはいえ、両者を連携させることで、まず実効的な安全性向上措置を抽出させ、それを長期施設管理計画の策定において意識させることが可能になります。</p>	<p>3-2の改訂を実施する際には、第2章3. 3-1の改訂の要否を検討することとするが、直前に届け出た3-1の評価結果から変更がない場合には、その内容を用いて3-2の評価及び4. の評定を行うことができることとし、変更がないと判断した理由について明らかにする。その場合、次回の3-1の改訂に係る起算日は、3-1の改訂を実施した直前の届出に係る評価時点であることに留意する。</p>